

いわき市地方就職学生支援事業支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）の大学又は大学院を卒業・修了した学生の本市への移住を伴う県内就職を支援するため、東京圏内の大学等を卒業して、本市に移住する見込みの者に対する地方就職支援金の交付に関して、福島県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業の実施要領、いわき市補助金等交付規則（昭和45年いわき市規則第24号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付金額)

第2条 地方就職支援金は、就職活動等にかかる経費（以下「交通費」という。）及び移住にかかる経費（以下「移転費」という。）に対して交付するものとし、交通費に対する地方就職支援金（以下「地方就職支援金（交通費）」といふ。）の金額は、8,000円とする。ただし、福島県外（合理的な場所に限る。）での採用選考の場合は、8,000円を上限とし、往復交通費に要した経費（実費）の2分の1の範囲内の支給とする。

2 移転費に対する地方就職支援金（以下「地方就職支援金（移転費）」といふ。）の金額は、移住に要する最低限の実費であることを証明できる場合は移転に要した実費の金額とし、証明できない場合は、66,000円を上限とし、移転に要した経費（実費）の範囲内の支給とする。

(交付回数)

第3条 地方就職支援金（交通費）及び地方就職支援金（移転費）について、それぞれ1人1回を限度とする。

(交付対象者)

第4条 この要綱において地方就職支援金の交付の対象となるもの(以下「交付対象者」という。)は、別表第1及び別表第2に掲げる要件を満たす者とする。

(申請書等の提出期日)

第5条 規則第4条第1項の市長が定める期日は、交付対象者の大学卒業年度の2月20日(その日がいわき市の休日を定める条例第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、その日前において最も近い市の休日でない日)までとする。

(交付の申請)

第6条 規則第4条第1項第4号の書類は、地方就職支援金交付申請書(第1号様式)、就業先企業による証明書(第2号様式)(在学中に就職活動等にかかる経費を申請する場合は、内定証明書(第2号様式の2))、移転費及び交通費の領収書等並びに本人確認書類に加え、第4条の要件を満たすことを証する書類とする。

2 規則第4条第2項の規定により省略することができる書類は、同条第1項第1号から第3号までに掲げる書類とする。

(交付金の交付決定)

第7条 市長は、ふくしま地方就職学生支援事業補助金の交付決定を受けた場合において、地方就職支援金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)から交付申請があったときは、規則第5条の規定による書類等の審査及び現地調査等により、地方就職支援金を交付すべきものと認めるときは、地方就職支援金の交付を決定する。

2 市長は、審査の結果、地方就職支援金の交付を不適当と認める場合は、その理由を付して、地方就職支援金交付申請却下通知書(第3号様式)により、申請者に通知するものとする。

(着手届及び完了届)

第 8 条 規則第 10 条に規定する補助事業着手(完了)届の提出は、同条ただし書の規定により省略するものとする。

(実績報告)

第 9 条 規則第 12 条に規定する補助事業等実績報告書は、地方就職支援金受給後速やかに市長に提出するものとする。なお、規則第 12 条に定める添付書類は省略するものとする。

(報告及び立入調査)

第 10 条 市長は必要があると認めるときは、本事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第 11 条 市長は、地方就職支援金の交付を受けた者が次に掲げる要件に該当する場合、当該地方就職支援金の全額又は半額に相当する額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請であることや居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合

イ (在学中に地方就職支援金(交通費)を申請する場合)申請日から 1 年以内に地方就職支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合

ウ (在学中に地方就職支援金(交通費)を申請する場合)申請日から 1 年以内に本市に転入しなかった場合

エ 就業日から 1 年以内に地方就職支援金の要件を満たす職を辞した場合 (ただし、退職日から 3 カ月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く)

オ 転入日から 3 年未満に本市から転出した場合。ただし、東京圏へ住民票を移さず転出していた者については、別表第 2 の要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から 3 年未満に本市から転出した場合

(2) 半額の返還

転入日から 3 年以上 5 年以内に本市から転出した場合。ただし、東京圏へ住民票を移さず転出していた者については、別表第 2 の要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から 3 年以上 5 年以内に本市から転出した場合

(雑則)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、地方就職支援金の交付に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 10 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 4 条関係)

移住元に関する要件	移住先に関する要件	その他の要件
(1) 大学又は大学院の卒業・修了年度において、東京都内に本部がある東京圏内（条件不利地域を除く）のキャンパスに在学（原則学部 4 年	(1) 福島県に移住したこと。ただし、地方就職支援金（交通費）については、福島県内に所在する企業に就職することが内定している場合も対	(1) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。 (2) 日本人である、又は外国人であつて、永住者、日本

<p>以上) し、当該大学等を卒業・修了していること。ただし、地方就職支援金（交通費）については、在学中（卒業見込み）の場合も対象とする。</p> <p>(2) 大学等の卒業・修了年度において、東京圏内（条件不利地域を除く）に継続して在住していること。</p>	<p>象とする。</p> <p>(2) 地方就職支援金の申請時において、卒業・修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること。ただし、在学中に地方就職支援金（交通費）を申請する場合は、申請時において、就業開始予定日前1年以内であること。</p> <p>(3) いわき市に地方就職支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。ただし、在学中に地方就職支援金（交通費）を申請する場合は、卒業後に(1)の内定企業に就職し、いわき市に移住する意思を有していること。</p>	<p>人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。</p> <p>(3) その他、市長が地方就職支援金の対象として不適当と認めた者ないこと。</p>
--	--	--

別表第2（第4条関係）

就業に関する要件
次に掲げる事項全てに該当すること。
ア 勤務地が福島県内に所在する企業等に、別表第1移住元に関する要件(1)を満たす大学又は大学院を卒業・修了してから1年以内に就職していること。
イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。
ウ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。
エ 官公庁等においては、県内に所在する官公庁等（国の機関を除く）であること。ただし、官公庁等から交通費・移転費が支給される場合は、地方就職支援金（交通費）・地方就職支援金（移転費）の対象とならない。
オ 地方就職支援金（交通費）においては、就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。
カ 週20時間以上の無期雇用契約に基づく就業であること。ただし、在学中に地方就職支援金（交通費）を申請する場合は、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。
キ アの地域への勤務地限定型社員としての採用であること。ただし、在学中に地方就職支援金（交通費）を申請する場合は、当該地域への勤務地限定型社員として採用予定であること。